

佐久市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、佐久市行政不服審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、法に基づく不服申立てがされたとき（法第43条第1項の規定により審理員意見書を諮問しなければならない場合に限る。）は、法第81条第2項の機関として、佐久市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、その不服申立てに係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、第2条第2項の規定により審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長等)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他の手続)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。